

児童手当の令和6年10月制度改正について

令和6年10月に支給対象年齢の拡大、所得制限の撤廃、第3子加算の算定方法の変更、支給回数の変更（年3回から年6回に変更）、など、児童手当の制度改正がおこなわれました。次に該当する方のうち、まだ申請をしていない方は、期日までに申請してください。

申請が必要な方（まだ申請をしていない方）

① 所得限度額超過を理由に、児童手当（特例給付）を受給していない方

② 中学生以下の児童を養育しておらず、高校生年代の児童を養育している方

③ 児童手当を受給している方のうち、児童の兄弟等（平成14年4月2日から平成18年4月1日に生まれた子）の経済的負担をしており、かつ、養育する児童と経済的負担のある児童の兄弟等の合計人数が3人以上の方 など

最終申請期限

3月31日（月）（ことも課必着）

▽認定された場合は、令和6年10月分以降の手当を当初の支給月（令和6年12月）よりも遅れて支給します。

和6年12月）よりも遅れて支給します。

▽3月31日までにことも課に申請書類が到着しない場合は、令和6年10月分以降に遡って支給することはできません（ことも課に書類が到着した月の翌月分から支給となります）。

▽マイナンバーカードをお持ちの方は、ぴったりサービスによる電子申請も利用できます。ただし、③に該当する方や児童と別居している方などは、別途添付書類の紙原本の提出が必要です。

その他

▽申請の状況（審査内容）によって、別途書類の提出を求める場合があります。認定されない場合があります。▽公務員の方の児童手当は、勤務先からの支給となります。詳しくは、勤務先にご確認ください。

申請窓口および問合せ先

（ことも課） ☎ 94-12222



ウィル大口NEWS

VOL.63



教室詳細はホームページをご覧ください↑

園児体操教室

鉄棒・跳び箱・マット・平均台などを使って、身体の基礎作りをサポートします。神経系の発達は、4歳で全体のおよそ80%、10歳ごろにほぼ完成します。この時期に多くの動きを経験することが大切です。初めての習い事は園児体操教室から始めませんか？

日程 木曜日クラス・金曜日クラス（1か月3回）

時間 午後3時40分から4時30分 **定員** 各クラス12名

会場 大口町民会館2階ホール

受講料 4,800円/月（年会費1,600円）

申込み 3月9日（日）10時からweb申込み開始 **対象** 4月から年少になるお子さん

新年少
クラス
生徒募集



教室一覧

多種目スポーツ/水泳/サッカー（尾張FC）/幼児体操/園児体操/小学生体操/チアダンス/キッズダンス/硬式テニス/ソフトテニス/バレーボール/フィールドホッケー/柔道/のびのび健康体操/健康麻雀/うたごえ喫茶/プログラミング/イングリッシュスクール

指定管理施設

オークマグラウンド/オークマ温水プール/わかしゃち国体記念運動公園/秋田グラウンド/河北グラウンド/総合テニスコート/大口町テニスコート/大口町野球グラウンド/ゲートボール場/健康文化センター（ほほえみプラザ）

NPO法人ウィル大口スポーツクラブ事務局 オークマ温水プール2階（月曜・火曜休業日） ☎ 95-1313

水曜日から土曜日 午前10時から午後6時/日曜日 午前10時から午後5時（午後0時30分から1時30分除く）